



## 在ホノルル日本国総領事館

---

令和5年4月25日

### 百歳以上の高齢者調査について(お願い)

日本国政府は、毎年「老人の日」の記念行事として、百歳以上の高齢者に対しその長寿をお祝いするため、お祝い状及び記念品を贈呈しています。(過去に本件対象となった方を除きます。)

在ホノルル日本国総領事館では、この記念行事にあたり、ハワイ州に在留する日本国籍者もしくは元日本国籍者で、大正13年(1924年)3月31日以前に出生された方について調査しています。

つきましては、上記該当者をご存知の方は、2023年5月10日までに該当者に関する下記1.の情報を総領事館まで御連絡下さるよう、お願い致します。

### 記

#### 1 該当者

氏名・ふりがな

性別

生年月日

本籍地

旧姓

連絡先の住所及び電話番号

#### 2 本件照会先

在ホノルル日本国総領事館 領事班

住所: 1742 Nuuanu Ave. Honolulu, HI. 96817

電話番号: (808) 543 - 3111

Email: ryoji@hl.mofa.go.jp

---

## (参考) 百歳表彰制度について

### 1 百歳表彰制度についての経緯

- (1) 日本国内においては、昭和38年(1963年)の老人福祉法制定記念大会における行事の一環として、百歳以上の高齢者に対して、内閣総理大臣から記念品を贈呈して以来、毎年9月15日の老人の日(平成13年より改訂)の記念行事として、百歳の高齢者へ祝状及び記念品(銀杯)を贈呈してきております。
- (2) 海外においては、日本国籍を有する百歳になる在留邦人に対しては記念的年度にのみ実施してきておりましたものを、本件が在外日系社会から好感を持って迎えられ、被贈者のみならず、近く百歳を迎える方々にも希望を与えていることにより、昭和59年度(1984年)から、永住在日外国人と共に上記(1)のとおり国内と同様の取扱いとして実施するとになりました。

### 2 総領事表彰制度の経緯

当館管轄内では、過去の移住の歴史を反映して日本国籍を既に喪失されている方も多く、百歳表彰対象者の調査に際しては当地県人会等から提供される情報にこれらの方々も含まれていることが多々ありました。これらの方々は上記1.(2)の基準では対象とはされていませんが、その歴史的な背景も踏まえ、長期間に亘る日米友好親善に対する寄与に敬意を表するとともに長寿を祝して、当館では平成12年(2000年)度より、元日本国籍者でアメリカ合衆国に帰化した百歳以上の高齢者に対しても総領事からの祝状を記念として贈呈することを現在まで続けてきています。

### 3 表彰対象者

総領事館より関係先(ハワイ日系報道関係各社、地域の養老院、病院、日系人団体など)に対して、百歳の表彰者の有無につき情報提供を依頼し、回答を得た後、調書を作成し日本(外務省経由厚生労働省)へ通知し、日本国内での所要の手続きを経て最終的に対象者が決定されます。